

大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）の修正概要＜平成29年度＞

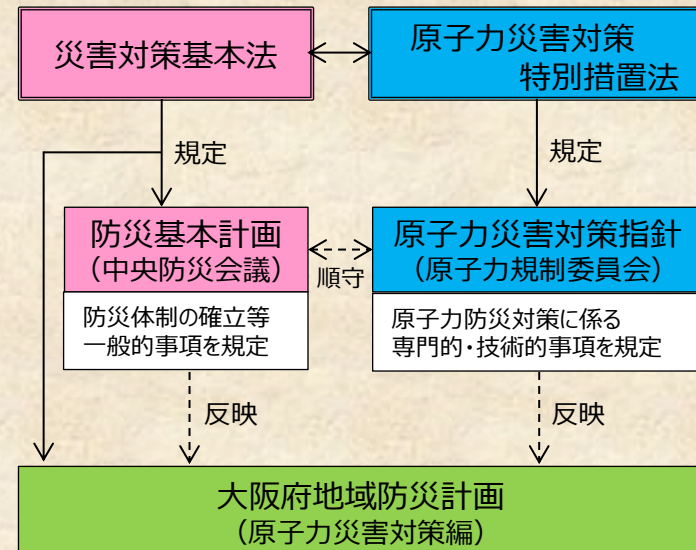
H29.9 大阪府危機管理室

現行計画（平成26年3月）

「大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）」は、災害対策基本法第40条の規定により、国の「防災基本計画」及び原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」の内容に基づき作成するものとされている。

本編は、原子力災害の特殊性に鑑み、「大阪府地域防災計画」の特別編として構成するものであり、自然災害を中心とする基本対策編では定めていない、府内に立地する原子力施設に関する防災対策など、原子力災害特有の事項を定めている。

本計画の位置づけ



府内の原子力施設

事業所名	所在地	施設の種類の
京都大学 原子炉実験所（2基）	泉南郡 熊取町	試験研究炉
原子燃料工業(株) 熊取事業所		核燃料加工施設
近畿大学 原子力研究所	東大阪市	試験研究炉

修正の趣旨

- これまでの原子力災害対策指針では、実用炉（原発）の防災対策の方針については具体的に規定されていたが、試験研究炉等については未検討事項が多かった。
- しかしながら、府は実用炉の防災対策の方針に準じて、緊急時モニタリング計画（暫定版）を定め、府内に立地する試験研究炉等の防災対策を実施してきた。

○今回の原子力災害対策指針の改正（平成29年3月、7月）により、**試験研究炉等の防災対策の方針が具体化したことから、その内容とともに、これまで実施してきた防災対策も含め、地域防災計画に位置付けることとした。**

現行計画

← 原子力災害対策指針・
防災基本計画の修正
(H29.7、H29.4、H29.3 等)

今回修正

平成29年11月の防災会議にて修正予定
(平成29年9月20日からパブリックコメント実施)

主な修正内容

I 国の「原子力災害対策指針」等の修正を踏まえた修正

○原子力災害対策重点区域^{※1}の範囲の変更

事業所名	現行	変更後
京都大学 原子炉実験所	KUR 500m ^{※2}	500m
原子燃料工業(株) 熊取事業所	KUCA 50m	なし
近畿大学原子力研究所	50m	なし

<変更理由>

原子力災害対策指針の改正により、一定規模以下の熱出力の試験研究炉については、原子力災害対策重点区域の設定を要しないとされたため。

※1 原子力施設の事故時に影響が及ぶと想定されるため、防災対策を重点的に実施する区域のこと。原子力施設の種類や規模によって範囲が異なる。

※2 原子力施設から半径500mの範囲を指す。

※3 原子力施設の状況等に応じた事態の深刻度を表す区分。府は「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の4区分を設定。

○これまで実施してきた防災対策を本計画に位置付けるもの

- 緊急事態区分^{※3}に応じて緊急時モニタリング等の応急対策を実施
- 緊急時モニタリングの実測値に基づき、住民の避難や飲食物の摂取制限等の措置を実施

○新たに取り組むもの

- 原子力事業者は、緊急事態区分とその判断基準（EAL）を防災業務計画に反映し、その区分に応じた防災対策を実施
⇒ [【今後の取組み】原子力事業者に対し、防災業務計画への反映を働きかけ](#)
- 住民避難時の汚染検査及び汚染があった場合の除染の実施
⇒ [【今後の取組み】汚染検査・除染の実施方法等について関係市町と協議し、市町避難計画への反映を働きかけ](#)

II その他（府の組織改編等）

- 府の組織名の変更
- 原子力規制委員会職員の職名変更